

基準 3 2 消防用水の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 地盤面下に設ける消防用水は、次によること。

(1) 吸管投入孔は、1 辺の長さが 0.6m 以上又は直径が 0.6m 以上の大きさのものとし、消防用水の有効水量が 80 m³未満のものは 1 個以上、80 m³以上のものは 2 個以上設けること。

◆
(2) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次によること。

ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の基準を定める省令（平成 25 年 3 月 27 日総務省令第 23 号。以下この基準において「規格省令」という。）に規定する呼称 75 のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、有効水量が 20 m³以上 40 m³未満のものは 1 個以上、40 m³以上 100 m³未満のものは 2 個以上、100 m³以上のものは 3 個以上設けること。

★

イ 採水口に接続する配管は、管の呼びで 100 mm 以上のものとし、その横引き部分の長さの合計は、20m 以下とすること。◆

ウ 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下の位置に設けること。◆

(3) 吸管を投入する部分の水深は 0.5m 以上とし、その部分の広さは 1 辺の長さが 1m 以上又は直径が 1m 以上とすること。◆

(4) 消防ポンプ自動車容易に部署することができるように設けること。◆

(5) 採水口には、消防用水の採水口である旨を表示した標識を、基準 39 により設けること。

◆
(6) 車両等が駐車又は通行するおそれのある場所に設けるものにあつては、土木関係法令、示方書、指針等の指定に従って予想される荷重に十分耐えられる構造のものとする。

◆
2 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、前項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定の例によるほか、次によること。

(1) 採水口の材質は、J I S H 5111（青銅鑄物）若しくは H 5101（黄銅鑄物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。◆

(2) 採水口の直近に止水弁を設けることとし、その設置は、基準 14、第 1、第 1 項第 8 号ア、ウ及びエの規定の例によること。

(3) 前号の止水弁は、当該採水口の位置で容易に操作することができるものとする。◆

第 2 特例適用の運用基準

令第 32 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 地盤面下 4.5m を超える部分に設けるものは、第 1、第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定の例によるほか、加圧送水装置及び採水口等を、次により設けること。

(1) 加圧送水装置は、基準 14、第 1、第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定の例によるほか、次によること。

ア ポンプの吐出量

ポンプの吐出量は、1 個の消防用水ごとにその規定水量に応じ、第 32-1 表に定める量以上の量とすること。

第 32-1 表

規定水量	20 m ³	40 m ³ 以上 100 m ³ 以下	120 m ³ 以上
吐出量	1, 100ℓ/min	2, 200ℓ/min	3, 300ℓ/min

イ ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程は、採水口における吐出圧力が 0.15 MPa以上となるものとする
こと。

ウ ポンプは専用とし、他のポンプと兼用しないこと。

(2) 採水口付近にはポンプの遠隔起動装置を設けるとともに、防災センター等からもポンプ
を起動できるよう措置を行い、防災センター等と相互に通話できるように非常電話等の連
絡装置を設けること。

(3) 水源の有効水量の算定は、基準 14、第 1、第 2 項第 1 号の規定の例によること。

(4) 配管等は、基準 14、第 1、第 4 項（第 3 号を除く。）の規定の例によるほか、次による
こと。

ア 配管は専用とすること。

イ 接続する配管の口径は、採水口の数が 2 個以下の場合にあっては 100A 以上、3 個以
上の場合にあっては 125A 以上とすること。

(5) 非常電源、配線等は、基準 14、第 1、第 5 項の規定の例によるほか、非常電源の容量は、
ポンプを 60 分以上作動できる容量とすること。